第二章　ガス小売事業
第一節・第二節　［略］
第三節　ガス工作物
第一款～第三款　［略］
第四款　認定高度保安実施ガス小売事業者（第五十一条の二―第五十一条の十三）
第三章　ガス導管事業
第一節　一般ガス導管事業
第一款・第二款　［略］
第三款　ガス工作物
第一目～第三目　［略］
第四目　認定高度保安実施一般ガス導管事業者（第百十条の二―第百十条の十二）
第二節　特定ガス導管事業
第一款～第三款　［略］
第四款　認定高度保安実施特定ガス導管事業者（第百三十一条の二―第百三十一条の十二）
第三節　［略］
第四章　ガス製造事業
第一節・第二節　［略］
第三節　ガス工作物
第一款・第二款　［略］
第三款　認定高度保安実施ガス製造事業者（第百六十六条の二―第百六十六条の十二）
第五章～第八章　［略］
附則
（保安規程）
第二十四条　［略］
2～5　［略］
6　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
一・二　［略］
7・8　［略］
第四款　認定高度保安実施ガス小売事業者
（認定高度保安実施ガス小売事業者が設置するガス工作物）
第五十一条の二　法第三十四条の二の経済産業省令で定めるガス工作物は、液化ガス貯蔵設備、ガス発生設備その他のガスの供給のために用いるガス工作物とする。

第二章　ガス小売事業
第一節・第二節　［略］
第三節　ガス工作物
第一款～第三款　［略］
［新設］
第三章　ガス導管事業
第一節　一般ガス導管事業
第一款・第二款　［略］
第三款　ガス工作物
第一目～第三目　［略］
［新設］
第二節　特定ガス導管事業
第一款～第三款　［略］
［新設］
第三節　［略］
第四章　ガス製造事業
第一節・第二節　［略］
第三節　ガス工作物
第一款・第二款　［略］
［新設］
第五章～第八章　［略］
附則
（保安規程）
第二十四条　［略］
2～5　［略］
6　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
一・二　［略］
7・8　［略］
［新設］